

15 その他（経過措置関係）

(3) 特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）

雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「雇保法」という。）第62条第1項第6号及び雇保法施行規則附則第15条の5第6項の規定に基づく特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）（以下「初回雇用コース」という。）の支給については、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨

0101 趣旨

0200 支給要件

0201 支給対象事業主

0202 対象労働者

0203 対象期間

0204 不支給要件

0300 支給額

0301 支給額

0400 支給申請

0401 支給申請書の提出

0402 添付書類等

0500 支給要件の確認

0501 支給申請書の受理

0502 不支給要件に該当するか否かの確認

0600 支給決定

0601 支給決定通知

0602 支給台帳への記入及び書類の保管

0700 附則

0701 初回雇用コースの周知

0702 施行期日

0703 経過措置

0100 趣旨

0101 趣旨

障害者雇用が着実に進展している中において中小企業においては、比較的障害者雇用への取組が遅れている傾向が見られ、中小企業における法定雇用率未達成企業のうち、雇用障害者数が0人である企業が相当数を占めている状況にある。

このため、障害者の雇用経験のない中小企業において、初めて身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用し、障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数（以下「法定雇用障害者数」という。）以上となった場合に初回雇用コースを支給することにより、中小企業における障害者雇用の促進を図る。

0200 支給要件

0201 支給対象事業主

初回雇用コースは、次のイからトまでのいずれにも該当する事業主に対して支給するものとする。

イ その雇用する常用労働者数（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第1項に規定する労働者をいう。なお、除外率設定業種にあつては、除外率により控除すべき労働者を控除した数とする。以下同じ。）が43.5人～300人の事業主であるもの。

ロ **0202**に該当する求職者（以下「対象労働者」という。）を公共職業安定所（以下「安定所」という。）若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下「地方運輸局」という。）又は特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者（初回雇用コースの支給に関し厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定める条件に同意し、職業安定局長等が定める標識を事業所の見やすい場所に掲示しているものに限る。以下「職業紹介事業者等」という。）の紹介により、雇用保険被保険者（雇保法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「被保険者」という。）として1人以上雇い入れ、1人目の対象労働者を雇用した日の翌日から起算して3か月後の日までの間に安定所、地方運輸局又は職業紹介事業者等の紹介により雇い入れた対象労働者の数（障害者雇用促進法第43条第3項に規定する短時間労働者（障害者雇用促進法第2条第3項に規定する重度身体障害者又は障害者雇用促進法第2条第5項に規定する重度知的障害者である者を除く。以下同じ。）として雇い入れる場合、1人を0.5人とみなし、重度身体障害者及び重度知的障害者（いずれも短時間労働者を除く。）の場合、1人を2人とみなす。さらに、令和5年3月31日までの5年間の措置として、精神障害者である短時間労働者であつて、雇入れから3年以内の者である等の要件を満たす場合には、1人を1人とみなす。）が法定雇用障害者数以上となった事業主であり、かつ、当該対象労働者を初回雇用コースの支給後も継続して雇用（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることを言う。以下同じ。）することが確実であると認められる事業主であること。

なお、対象労働者がトライアル雇用労働者（トライアル雇用助成金（第2 各助成金別要領

の5 トライアル雇用助成金の(2)障害者トライアルコースをいう。)の支給対象となった者をいう。以下同じ。)であって、トライアル雇用期間終了後、引き続き一般被保険者として雇用し、かつ継続雇用に移行した場合は、雇入れ日時点において継続雇用することが確実にあったものとみなす。

参考 常用労働者数ごとに必要な対象労働者数

常用労働者数	対象労働者数	常用労働者数	対象労働者数
43.5～87.0人未満	1人	174.0～217.5人未満	4人
87.0～130.5人未満	2人	217.5～261.0人未満	5人
130.5～174.0人未満	3人	261.0～300.0人	6人

ハ 1人目の対象労働者の雇入れの日の前日から起算して過去3年間に、対象労働者について雇用実績のない事業主であること。

ニ 1人目の対象労働者を雇用した日の翌日から起算して3か月後の日までの間に雇い入れる対象労働者の数が障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上となった日(以下「雇入れ完了日」という。)の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの期間(以下「基準期間」という。)において、雇用する被保険者を解雇等事業主の都合で離職させた事業主(次の(イ)又は(ロ)に該当する解雇を行った事業主を除く。)以外の事業主であること。

(イ) 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇

(ロ) 当該労働者の責めに帰すべき理由による解雇

ホ 基準期間において、雇用保険法第23条第1項に規定する特定受給資格者(以下「特定受給資格者」という。)となる離職理由のうち離職区分1A又は3Aとされる離職理由により離職した者として受給資格決定処理が行われたものの数を、当該雇入れ完了日における被保険者数で除した割合が6%を超えている(特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理がなされたものの発生数が3人以下である場合を除く。)事業主以外の事業主であること。

ヘ 事業所において、次の書類を整備、保管している事業主であること(船員法(昭和22年法律第100号)において整備、保管が義務付けられている書類を含む。以下同じ。)

(イ) 対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカード又は船員法第67条に定める記録簿等(以下「出勤簿等」という。)の書類

(ロ) 対象労働者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳又は船員法第58条の2に規定する報酬支払簿(以下「賃金台帳等」という。)

(ハ) 離職した労働者(日々雇い入れる者を除く。)の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類

- ト 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1項第1号に規定する就労継続支援A型の事業を実施している事業主以外の事業主であること。

0202 対象労働者

イ 身体障害者

障害者雇用促進法第2条第2号に規定する身体障害者。

ロ 知的障害者

障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生次官通知「療育手帳制度について」に基づき都道府県知事又は指定都市市長が児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して交付する療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターの判定（以下「児童相談所等による判定」という。）を受けている者）。

ハ 精神障害者

障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者。

0203 対象期間

雇入れ完了日（賃金締切日が定められている場合は雇入れを完了した日の直後の賃金締切日の翌日。ただし、賃金締切日に法定雇用障害者数を満たした場合は雇入れを完了した日の翌日、賃金締切日の翌日に法定雇用障害者数を満たした場合は雇入れを完了した日）から起算した12か月を支給対象期とする。

ただし、支給対象期の末日より前に法定雇用障害者数を満たさなくなった場合又は対象労働者を解雇等事業主の都合で離職させた場合は、初回雇用コースの支給を受けることができない。

0204 不支給要件

0201の支給対象事業主からの支給申請であっても、次のイからトまでのいずれかに該当する場合は、当該対象労働者に関して初回雇用コースを支給しない。

イ 安定所、地方運輸局又は職業紹介事業者等の紹介以前に、雇用の内定があった対象労働者を雇い入れる場合。

ロ 雇入れ完了日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ完了日の前日までの間のいずれかの日に職場適応訓練（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第18条第5号に規定する求職者を作業環境に適応させる訓練（短期の職場適応訓練を除く。）をいう。以下同じ。）を受け又は受けたことのある者に対して、当該職場適応訓練を行い又は行った事業主が雇い入れる場合。

- ハ 雇入れ完了日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ完了日の前日までの間のいずれかの日に雇用関係、出向、派遣又は請負により就労したことがある対象労働者を再び同一事業主が雇い入れる場合（「障害者トライアル雇用事業実施要領」（平成30年3月31日付け職発0331第2号、雇均発0331第3号、開発0331第3号「雇用安定事業の実施等について」別添20）の第1の3の（1）に該当する対象労働者を同通達に基づくトライアル雇用終了後引き続き被保険者として雇い入れ、かつ、当該対象労働者を引き続き雇用することが確実であると認められる場合を除く。）。
- ニ 雇入れ完了日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ完了日の前日までの間のいずれかの日に当該対象労働者を雇用していた事業主と以下のいずれかに該当する等、資本的・経済的・組織的関連性等からみて、新たに雇い入れられた者として初回雇用コースを支給することが適当でないと判断される事業主が雇い入れる場合。
- (イ) 雇入れ完了日において、他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。
- (ロ) 取締役会の構成員（取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。以下同じ。）について、代表取締役が同一人物であること、又は取締役（取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。以下同じ。）を兼務している者がいずれかの取締役会の過半数を占めていること。
- ホ 対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支払っていない場合（支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合を除く。）。
- ヘ 安定所、地方運輸局又は職業紹介事業者等の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申出があった場合。
- ト 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第10条第2項に規定する高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けた場合。

0300 支給額

0301 支給額

120万円

0400 支給申請

0401 支給申請書の提出

初回雇用コースの支給を受けようとする事業主は、雇入れ完了日から起算して12か月後の日の翌日から2か月以内に、特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）支給申請書（以下「支給申請書」という。）を対象労働者を雇い入れた事業主の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）の長（以下「管轄労働局長」という。）に提出しなければならない。なお、支給申請書提出については、管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。

0402 添付書類等

支給申請書を提出する事業主は、支給・不支給の決定に係る審査に管轄労働局長が必要と認める書類等を管轄労働局長の求めに応じ提出又は提示しなければならない。なお、当該提出又は提示については、管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。

イ 必須の添付書類

- (イ) 対象労働者に対して支払われた賃金を手当ごとに区分された賃金台帳等又はその写し
- (ロ) 雇入れ完了日の属する月の出勤簿等及び勤務実態等申立書（様式第1号-（3））（以下「申立書②」という。）

ただし、対象労働者が2人以上になる場合は、対象労働者それぞれの申立書②

- (ハ) 次の対象労働者ごとに掲げる雇入れ日に対象労働者であることを証明する書類

a 身体障害者

対象労働者に対して交付された身体障害者手帳(写)等であって対象労働者の氏名及び障害の程度が確認できるもの

b 知的障害者

対象労働者に対して交付された療育手帳(写)又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターによる判定結果を示す判定書（対象労働者の知能指数及び身辺処理能力に関する意見を記入したものをいう。）(写)であって対象労働者の氏名及び障害の程度が確認できるもの

c 精神障害者

対象労働者に対して交付された精神障害者保健福祉手帳(写)であって対象労働者の氏名が確認できるもの

- (ニ) 雇用契約書又は雇入れ通知書（船員法第32条の規定により船員に対して明示しなければならない書面も含む。）

- (ホ) 対象労働者雇用状況等申立書（様式第1号-（2））（以下「申立書」①という。）

ただし、対象労働者が2人以上になる場合は、対象労働者それぞれの申立書①

- (ハ) 対象労働者の雇用実績の有無を確認する資料

例えば、過去安定所で受理された障害者雇用状況報告書（写）等

- (ト) 支給申請時点で、常用労働者数が43.5人～300人である事業主か否かを確認するための書類

例えば、常用労働者数等を記載した資料

- (フ) 職業紹介証明書（職業紹介事業者等の紹介による場合に限る。）

ロ 必要に応じて支給申請書に添付する書類

- (イ) 対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿等の書類

- (ロ) 事業所を離職した常用労働者の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類

- (ハ) 就業規則、賃金規定等

- (ニ) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けたことを示す書類

- (ホ) その他管轄労働局長が必要と認める書類

0500 支給要件の確認

0501 支給対象事業主に該当するか否かの確認

- イ 常用労働者数が43.5人～300人の事業主であることの確認(0201イ、0402関係)
常用労働者数等が記載された資料のほか、雇用保険適用事業所台帳の内容等により確認する。
なお、常用労働者数は支給申請時点の数により判断することとし、過去に常用労働者数が43.5人を下回る、あるいは300人を上回ることがあったか否かは問わない。
- ロ 対象労働者であることの確認(0201ロ、0202関係)
支給申請書と併せて提出又は提示された対象労働者であることを証明する書類(0402イ参照)により確認する。
ただし、支給申請書を受理した時点で不明な点がある場合には、必要な書類の提出若しくは提示を求め、又は必要な調査を行うこと。
- ハ 安定所、地方運輸局又は職業紹介事業者等の紹介による雇い入れであることの確認(0201ロ関係)
安定所による紹介である場合は、紹介記録により確認、地方運輸局による紹介である場合は、地方運輸局に紹介記録を照会することにより確認、職業紹介事業者等による場合は、職業紹介証明書により確認すること。
- ニ 被保険者として雇い入れられたことの確認(0201ロ関係)
雇用保険被保険者台帳等により確認
- ホ 当該雇入れにより法定雇用障害者数以上の雇入れを満たしていることの確認(0201ロ関係)
支給申請書の記載内容にて確認を行う。
- ヘ 対象労働者の雇用継続の確認(0201ロ関係)
事業主が対象労働者を継続して被保険者として雇用することが確実であるか否かについて、事業主からの申立書の記載内容により確認する。その際、事業主の属する業種、過去における雇用の実績、対象労働者の従事している職務の内容等に留意する。
また、必要に応じて事業主からの事情聴取、実地調査等を行う。この場合において、当該事業主の過去における雇用の実績等から判断して対象労働者の雇用継続の確実性について問題があると認められるときは、特に慎重な審査を行うものとする。
- ト 過去に対象労働者の雇用実績がないことの確認(0201ハ関係)
1人目の雇入れ日の前日から起算して、過去3年間の障害者雇用状況報告において、雇入れ実績がないことを確認する。ただし、報告年によって報告義務対象外であった場合は、支給申請書及び特定求職者雇用開発助成金等の障害者に係る支給記録をもって雇入れ実績がないことを確認する。
- チ 労働者を解雇等していないことの確認(0201ニ関係)
基準期間に、被保険者を解雇等しなかったことをハローワークシステム(助成金事務処理)の一般助成金支給要件照会処理により確認する。
解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、被保険者の資格喪失確認の際に喪失原因「3」と判断されるものである。
- リ 特定受給資格者となる理由による離職が一定以上でないことの確認(0201ホ関係)

基準期間において、被保険者を、当該雇入れ完了日における被保険者数の6%に相当する数を超えて、特定受給資格者と判断される離職理由により離職させている（特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理がなされたものの発生数が3人以下である場合を除く。）事業主に該当しないことをハローワークシステム（助成金事務処理）の一般助成金支給要件照会処理により確認する。

この場合、雇用保険データでは、算定の対象となる特定受給資格者とは、離職日が判定の対象となる期間にあり、かつ、当該期間に離職区分が1A又は3Aであるものとして受給資格決定処理がなされている者である。

ヌ 対象労働者を雇い入れた事業所において必要書類を整備、保管していることの確認(0201へ関係)

支給申請書を受理する際に行い、事業主に対して必要な指導を行う。

0502 不支給要件に該当するか否かの確認

イ 安定所、地方運輸局又は職業紹介事業者等の紹介以前に雇用の内定がなかったことの確認(0204 イ関係)

申立書により事業主から当該雇用の内定がなかったことについて申立てを行わせ、必要に応じて管轄労働局及び安定所の関係部門間又は地方運輸局との連携により、求人申込日、求職申込日、紹介日及び採用決定日がそれぞれ近接していないか等を確認すること。また、必要な場合には、対象労働者からの事情聴取等も併せて行うこと。

ロ 雇入れ完了日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ完了日の前日までの間のいずれかの日に就労したことがある対象労働者を再び同一事業主が雇い入れる場合でないことの確認(0204 ハ関係)

事業主の提出した申立書の記載及びハローワークシステム（助成金事務処理）の一般助成金支給要件照会処理により、これに該当しないことを確認する。

その上、必要に応じて出勤簿等、労働者名簿等の書類等の管轄労働局長が必要と認める書類又は事業主からの事情聴取により確認すること。また、必要な場合には、対象労働者からの事情聴取等も併せて行うこと。

ハ 雇入れ完了日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ完了日の前日までの間のいずれかの日に当該対象労働者を雇用していた事業主と、資本的・経済的・組織的関連性等からみて、新たに雇い入れられたものとして助成金を支給することが適当でない判断される事業主が雇い入れる場合でないことの確認(0204 ニ関係)

申立書①に、雇入れ完了日の前日から起算して1年前に当該対象労働者を雇用していた事業主との資本的・経済的・組織的関連性等を記載させることにより確認する。

ニ 支給対象期に対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて、又は支給申請を行うまでに支払っていない事業主でないことの確認(0204 ホ関係)

支給申請に併せて提出又は提示される賃金台帳等(その写しを含む。)及び申立書②により、支給申請時点において賃金が支払われていることを確認する。

支給申請の時点で支払期日までに支払われていない場合には、支給申請期間末日まで支給要件判定を保留し、当該賃金の支払いを行うよう事業主を指導し、支払われない場合には不支給要件に該当するものとする。

なお、支給申請期間に賃金支払日が到達していないものについては、確認を要さない。

ホ 安定所、地方運輸局又は職業紹介事業者等の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申出があったものでないことの確認(0204へ関係)

安定所は、申立書により事業主から申立を行わせるとともに、対象労働者から求人条件と異なる条件で雇用されている旨の申出があった場合に必要な調査を行うこととし、申出内容を聴取する。申出内容の聴取に当たっては、具体的な労働条件を聴取し、これに係る客観的な証拠の提示を求める。

労働条件の不利益又は違法行為があったことの認定に当たっては、賃金額、労働時間又は休日に関して、雇入れ前に事業主より示された求人条件と雇入れ後の労働条件が著しく異なっていること、雇入れ後の労働条件が労働関係法令に違反するものであること等を確認する。

ヘ 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けていないことの確認(0204ト関係)

支給申請を行った事業主について、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、「高年齢者雇用確保措置の実施に関する勧告書」が発出されていないか確認する。勧告の有無等について疑義がある場合には、必要に応じて他都道府県労働局の関係部門への確認を行う。

0600 支給決定

0601 支給決定通知

管轄労働局長は、支給申請書の記載欄に所要事項を記入し、初回雇用コースの支給又は不支給を決定したときは、事業主に対し特定求職者雇用開発助成金(障害者初回雇用コース)支給決定通知書(様式第2号)又は特定求職者雇用開発助成金(障害者初回雇用コース)不支給決定通知書(様式第3号)を通知するものとする。

0602 支給台帳への記入及び書類の保管

管轄労働局長は、事業主から提出された支給申請書ごとに、当該支給申請に係る事業所の名称、支給決定年月日、支給決定番号その他の所要事項を特定求職者雇用開発助成金(障害者初回雇用コース)支給台帳(様式第4号)に記載し、支給申請書その他関係書類の写しを、初回雇用コースの支給決定日の属する年度の終了後5年間保管するものとする。

0700 雑則

0701 初回雇用コースの周知

安定所、地方運輸局又は職業紹介事業者等で対象労働者の職業紹介を行う際、紹介する求人の事業主が0201の支給対象事業主に該当する見込みがあれば、初回雇用コースについて周知することとする。

ただし、個々の要件を詳細に確認することにより、支給対象事業主に該当しないことが判明する可能性があることを併せて求人事業主に説明することとする。

0702 施行期日

イ 平成26年3月31日付け職発0331第13号、能発0331第5号、雇児発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成26年4月1日から施行する。

- ロ 平成27年3月31日付け職発0331第2号、能発0331第12号、雇児発0331第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成27年4月1日から施行する。
- ハ 平成27年4月10日付け職発0410第2号、能発0410第2号、雇児発0410第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成27年4月10日から施行する。
- ニ 平成28年8月19日付け職発0819第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年8月20日から施行する。
- ホ 平成28年12月27日付け職発1227第11号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年1月1日から施行する。
- ヘ 平成29年3月31日付け職発0331第7号、能発0331第2号、雇児発0331第18号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年4月1日から施行する。
- ト 平成29年7月10日付け職発0710第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年7月11日から施行する。
- チ 平成30年3月31日付け職発0331第2号、雇均発0331第3号、開発0331第3号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成30年4月1日から施行する。
- リ 令和元年9月27日付け職発0927第1号、雇均発0927第1号、開発0927第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和元年10月1日から施行する。
- ヌ 令和2年3月31日付け職発0331第10号、雇均発0331第6号、開発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和2年4月1日から施行する。
- ル 令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和2年12月25日から施行する。
- ヲ 令和3年2月25日付け職発0225第11号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和3年3月1日から施行する。
- ワ 令和3年3月31日付け職発0331第25号、雇均発0331第5号、開発0331第6号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和3年4月1日から施行する。

0703 経過措置

- イ 平成26年4月1日より前に雇入れ完了日を迎えた事業主に対する、障害者初回雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。
- ロ 平成27年4月1日より前に雇入れ完了日を迎えた事業主に対する、障害者初回雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。
- ハ 平成27年4月10日より前に雇入れ完了日を迎えた事業主に対する、障害者初回雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。
- ニ 平成29年1月1日より前に雇入れた対象労働者に対する、障害者初回雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。
- ホ 平成29年4月1日より前に雇入れた対象労働者に対する、障害者初回雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。
- ヘ 平成29年7月11日より前に雇入れた対象労働者に対する、障害者初回雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。

- ト 平成30年4月1日より前に雇入れた対象労働者に対する、初回雇用コースの支給については、なお従前の例による。
- チ 令和2年4月1日より前に雇入れた対象労働者に対する、初回雇用コースの支給については、なお従前の例による。ただし、支給申請（0400）の取扱いについては、令和2年4月1日以降に支給申請をした場合について適用するものとする（令和2年9月30日までに支給申請をした場合については、なお従前の例によることができる。）。
- リ 当分の間、令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第2 各助成金別要領 4 特定求職者雇用開発助成金（5）障害者初回雇用コース」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。
- ヌ 令和3年3月1日より前に雇入れた対象労働者に対する、初回雇用コースの支給については、なお従前の例による。
- ル 令和3年4月1日より前に雇入れた対象労働者に対する、初回雇用コースの支給については、なお従前の例による。